

国家戦略特区等ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則

平成 29 年 12 月 15 日
国家戦略特区ワーキンググループ座長決定
令和 6 年 8 月 19 日
一 部 改 正
令和 7 年 6 月 24 日
一 部 改 正

1 目的・趣旨

国家戦略特区等ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）が開催するヒアリング（以下「ヒアリング」という）における議論について、運営ルールの明確化により、その透明性及び公平性の更なる向上を図るため、これまでのワーキンググループの運営実績を踏まえ、国家戦略特区等ワーキンググループ運営要領（平成 25 年 5 月 10 日国家戦略特区ワーキンググループ決定）第 5 条の規定に基づき、ヒアリングを実施する際の手続並びに配布資料及び議事録等（以下「配布資料等」という）の作成及び公開について必要な事項を定める。

2 ヒアリング

- (1) 座長は、提案に係る規制・制度改革事項の実現に向けて、委員が自治体、民間事業者等の提案者及び関係省庁から提案内容の説明及び意見聴取などを受けるため、ヒアリングを開催することができる。
- (2) ヒアリングには、国家戦略特別区域諮問会議の議員も同席することができる。
- (3) 委員及び議員は、自らについて、ヒアリングで扱う提案に関し、直接の利害関係を有する場合その他ヒアリングの公正性に疑いを生じさせる恐れがある事情があると想料するときは、座長に対して、その旨を申し出るものとする。
- (4) 座長は、ヒアリングで扱う提案に関し、直接の利害関係を有する場合その他ヒアリングの公正性に疑いを生じさせる恐れがある事情がある委員及び議員を、ヒアリングに参加させないことができる。
- (5) 座長は、有意義な議論に資すると見込まれる場合、提案者や委員及び議員以外の者について、ヒアリングへの同席を認めることができる。

3 配布資料及び議事録等

- (1) 配布資料等の公表に当たっては、あらかじめ、配布資料を提出した者や発言者に公表内容を確認するものとする。
- (2) 配布資料等については、ヒアリング後出来るだけ速やかに公表するものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、配布資料等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区等の制度運用に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、座長は、そのおそれが存すると認める間に限り、配布資料等の全部又は一部を非公表とすることができます。
- (4) 議事録の公表に時間を要する場合や (3) の規定により議事録を非公表とする

場合は、座長の判断により議事要旨を公表することも可能とする。

以 上